



“子どもの権利” 意識していますか？

～すべての子ども・大人に知って欲しい『こども基本法』～

皆さんは「子どもの権利」について、どのくらい理解できていますか？

令和5年4月、「こども基本法」が施行されました。“すべての子どもが自立した個人として等しく健やかに成長できるよう子どもの権利を守る”ことを目的としたこの法律について、知っていきましょう。

「子どもの権利」とは

人は誰でも、その人がその人らしく幸せに生きる権利（人権）を持っており、もちろん、子どもにも人権があります。

しかし、戦争などのできごとの中で特に弱い立場の子どもの権利が守られないことが多くありました。

そこで平成元年、世界中のこどもたちの権利を守る「子どもの権利条約」が国連で採択され、日本は平成6年に批准（国が同意すること）しました。

条約に定められている権利には、大きく分けると以下のようなものがあります。

《子どもの権利 4つの柱》

<p>生きる権利</p>	<p>育つ権利</p>	<p>守られる権利</p>	<p>参加する権利</p>
<p>住む場所や食べ物があり、医療を受けられるなどして、命が守られる</p>	<p>勉強したり遊んだりして、もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できる</p>	<p>紛争に巻きこまれず、難民になったら保護され、暴力や搾取、有害な労働などから守られる</p>	<p>自由に意見を表したり、団体を作ったりできる</p>

ほかにも遊ぶ権利・教育を受ける権利・意見を表明する権利などがあります。子どもを“権利をもつ主体”と認識することは、こども基本法を理解する上でとても大切な前提となります。

こども基本法ができた背景

子どもの権利条約が示すものは、1人の人間としてあたりまえの権利です。しかし、その権利が守られていない現状があります。あなたの周りの子どもたちはどうでしょうか？

日本の社会では、児童虐待やいじめ、自殺など悲しいニュースが毎日のように流れてきます。貧困や社会の不寛容など、子どもや子育てを取り巻く状況は深刻化の一途をたどり、子どもが生きづらい世の中になっています。

これまで子どもに関する様々な法律がありました。それでも大人の都合で子どもが“子ども扱い”されてきたのも事実です。そこで、子どもが主体であること、そのことに国が責任を持つことを明らかにした「こども基本法」ができたのです。

「こども基本法」と「こども施策」の重要ポイント

出典：こども家庭庁

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- | | |
|--|--|
| <p>1 すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。</p> | <p>4 すべてのこどもは年齢や発達に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。</p> |
| <p>2 すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。</p> | <p>5 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。</p> |
| <p>3 年齢や発達により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。</p> | <p>6 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。</p> |



すべての子どもや若者が、将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するために「こども基本法」がつけられました。キーワードは「こどもまんなか社会」です。

しかし、法律ができただけでは実際に何がどうなるのかよくわかりませんね。この法律のポイントを見ていきましょう。

○「こども家庭庁」の設置

「こども基本法」に基づき、様々な施策を総合的に推進するための司令塔となる「こども家庭庁」が内閣府に設置されました。

○「こども施策」の実施

具体的に実施される施策は「こども施策」と呼ばれ、生まれる前の段階から18歳を超えるまで切れ目のないように展開されていきます。それらは上に示した「6つの基本理念」に基づき行われます。このようなことを、国や地方自治体など社会全体で進めていくのです。

○「こども大綱」の策定

大綱とは、基本的な方針や取り組み内容を示すものです。これまであった「少子化社会対策大綱」「子供・若者育成支援推進大綱」「子供の貧困対策に関する大綱」を一つに束ね、さらに必要なこども施策を盛り込んで、より良い取り組みにできるよう、現在検討が進んでいます。

○こどもの意見を聴き政策に反映させるしくみ

「こども若者★いけんぷらす」

こども家庭庁は、こども・若者の声を聴き政策に反映させるため「こども若者★いけんぷらす」という取り組みを開始しました。

詳しくはこちらをご覧ください👉



おわりに

昭和26年5月に宣言された児童憲章には、次のように明記されています。

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

どのような法律も、作っただけで世の中が変わり問題がなくなるわけではありません。作られた意味を知り、どのような社会をめざしどのように行動していくのか、国も自治体も、大人も子どもも、一人ひとりにかかっているのではないのでしょうか。未来のこと、いまのこと、一緒に考えましょう。

ふれあい福祉フェスタ2023 in いちはら

市原市では、障がい者週間啓発事業として、障がい者と健常者の相互理解や交流促進を図るとともに、市民に広く障がい者福祉についての関心を深めてもらうことを目的に当イベントを開催します。

市内の障がい者団体や施設による製品販売・作品展示と併せて、4年ぶりにステージイベント等も開催します。

【日時】令和5年12月3日(日) 10:00～17:00

【会場】ユニモちはら台1階

パークストリートプラザ

【内容】製品販売、作品展示、オッサくんとチーバくんととの写真撮影、ステージイベント等

【主催】市原市

【問合せ先】ふれあい福祉フェスタ事務局

社会福祉法人佑啓会 ふる里学舎五井

園田(そのだ)

TEL: 0436-23-1331

FAX: 0436-23-1333



サポート広場

サポート広場では、県内の不登校のお子様とその保護者のグループ活動を行っています。多くの方のご参加をお待ちしています。

【日時】令和6年2月16日(金) 13:30～15:50

【会場】市原市教育センター

【対象】県内の不登校の子どもとその保護者

【参加費】無料

【内容】子ども：ものづくり、ゲーム、お絵描き、折り紙等を通じてコミュニケーションを育む活動

保護者：お子様の不登校に関する懇談会

【申込方法】要予約 ※当日申込可

電話またはホームページより申し込みください。

【問合せ先】千葉県子どもと親のサポートセンター

(支援事業部)

TEL: 043-207-6028

HPはこちら→



市原市手をつなぐ親の会で 研修会!

令和5年9月、市原市手をつなぐ親の会が主催する研修会で、障がいのある人が地域(グループホーム)でその人らしく暮らすことについて講義してきました。グループホームは暮らしの

選択肢の1つであることをご理解いただき、後半では親御さんの立場からの質疑応答が相次ぎ、息子や娘にどういった暮らしをしてもらうことが良いのか、会員が高齢化しつつある中で親なき後のことを考えなくてはならない等、リアルな話題で盛り上がりました。家族と過ごす当たり前の日常が継続する中で先のことを考えるのは後回しになりがちですが、今回は将来のことを考える良い機会になったのではないかなと感じました。そして、今回の研修は私にとっても親の立場から色々な話が聞きたいへん有意義な時間でした。

もし、皆さんの周りでもグループホームの話が聞きたいということであれば、伺いますので遠慮なく当センターまでお問合せください!

もし、皆さんの周りでもグループホームの話が聞きたいということであれば、伺いますので遠慮なく当センターまでお問合せください!





旬の食材を使ったヘルシーメニュー

秋の根菜 たっぷり！ 和風根菜きのこバーグ

(1人分：262Kcal)

作り方

- ① しいたけ、れんこんはみじん切りし、豚ひき肉に塩、胡椒して、パン粉も加えて、すべて混ぜ合わせる。
- ② 全体が混ざりよく練ったら、ミニハンバーグをつくる。
- ③ はさむ用のれんこんを5mm幅の輪切りにして、片栗粉をまぶし、ミニハンバーグを上下1枚ずつではさんだら、フライパンでれんこんに焼き色がつくまで焼く。
- ④ 同じフライパンにタレ用のしめじと調味料を入れ、蓋をして、煮絡める。

栄養士さんからのおすすめの一言・・・

「秋に旬のきのこをたくさん使い、れんこんのシャキシャキを楽しみつつ、食物繊維たっぷりのミニハンバーグです。」

今回のレシピは、社会福祉法人宝樹 つぼみの森第二保育園 管理栄養士 白熊春菜様、栄養士 三ツ谷 葵様に提供していただきました。

材料(4人分)

(バーグ用)

豚ひき肉 300g、しいたけ 180g
れんこん 150g、パン粉 10g
塩 0.3g、胡椒 0.2g

(はさむ用)

れんこん 150g、片栗粉 10g

(タレ用)

しめじ 100g、だし汁 100g
砂糖 8g、醤油 15g、酒 5g
みりん 15g

いちほら福祉ネット活動報告(5月～9月)

〈会 議〉

- ・市原市総合計画審議会 [7/3]
- ・市原市相談機関連絡会 [6/13,7/18]
- ・市原市認知症対策連絡協議会 役員会 [6/8,7/31]
- ・市原市認知症対策連絡協議会 定例会 [7/20,9/14]
- ・市原市要児童保護対策連絡協議会 代表者会議 [5/30]
- ・市原市要児童保護対策連絡協議会 実務者会議 [5/29,6/27,7/25,9/26]
- ・県立生浜高等学校 学校運営協議会 [6/16]
- ・令和5年度第1回特別支援学校特別支援教育コーディネーター連絡協議会 [5/11]
- ・千葉県総合支援協議会 相談支援専門部会 [8/9]
- ・地域生活促進事業関係機関会議 [9/29]
- ・生浜高校居場所カフェ意見交換会 [6/5]
- ・校内居場所づくり事業実務者会議 [8/15]
- ・NPO法人ちばこどもおうえんだん 理事会 [7/14]
- ・市原市障がい者支援協議会 [5/31]
- ・市原市障がい者支援協議会 権利擁護部会 [7/4,8/16]
- ・市原市相談支援事業所連絡会「银杏の杜」 [5/26,8/25]
- ・千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 市原圏域実務者会議 [6/19,9/11]
- ・第16回市原市精神保健福祉フェスタ実行委員会 全体会 [5/22,7/31]
- ・リカバリーカレッジ市原準備会 [7/28]
- ・ユニバーサル就労ネットワークちば総会 [6/27]
- ・ユニバーサル就労ネットワークちば理事会 [5/24]
- ・ダイバーシティ就労地域ネットワーク協議会 [8/29]
- ・市原地域リハビリテーション広域センターちき会 [5/26,7/28,8/25,9/22]
- ・市原市成年後見制度利用促進協議会 [7/26]
- ・加茂地区民生委員児童委員連絡協議会 [5/16,7/11,8/8,9/12]
- ・第1回いちほら地域・子ども食堂ネットワーク連絡会 [7/26]
- ・市原市社会福祉協議会 理事会 [6/7,6/23]
- ・千葉県社会福祉協議会 政策調整委員会 [5/22,7/24]
- ・中核地域生活支援センター連絡協議会 定例会／大会実行委員会 [5/23,6/27,7/25,8/22,9/26]
- ・中核地域生活支援センター連絡協議会 制度政策委員会 [5/19,6/2,6/13,6/27,7/13,7/26,8/10,8/17,9/12]

〈研 修〉

- ・千葉県精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業 市原圏域研修会 [5/29,7/31]
- ・市原市自殺対策ワークショップ [8/10]
- ・イチ推しを活用した地域活動スタートアップ講座スペシャルデー [8/11]
- ・被疑者等支援研修会 [6/29]
- ・居住支援研修会 [9/1,9/28]
- ・ゆるネット特別勉強会「どうする身寄りのない人の支援」 [9/2]
- ・難民・移民ネットワークちば勉強会 [9/12]
- ・がじゅまる研究会 [6/24,8/26]
- ・重層支援研究会 [5/13,7,8,9/9]
- ・中核地域生活支援センター連絡協議会 交換研修 [9/12]
- ・中核地域生活支援センター連絡協議会 学習会 [7/19]
- ・中核地域生活支援センター連絡協議会 研修会 [9/20]

〈その他〉

- ・市原市保護司会 女性部会(講師派遣) [7/14]
- ・木更津市重層事業関係機関連絡会(講師派遣) [7/19]
- ・帰国・外国人児童生徒等の日本語指導担当者連絡協議会(講師派遣) [9/15]
- ・市原市市民後見人養成研修(講師派遣) [9/23]
- ・青葉台地区福祉介護相談(出張相談) [5/16,6/20,7/18,8/15]
- ・ちはら台地区福祉の総合相談(出張相談) [6/17,8/26,9/16]
- ・市原市多分野連携研修(運営) [8/4,8/18]
- ・市原市参加支援の場づくり事業[みんなのカフェ](運営) [5/31,6/16,7/5,8/2,9/6]
- ・校内居場所づくり事業[生浜高校居場所カフェ](運営) [6/30,7/20,9/20]
- ・中核地域生活支援センター大会in2023(運営) [8/21]

いちほら福祉ネットへの相談件数 (速報値)

令和5年5月～令和5年9月

延相談件数 1,450件(新規105件)

相談方法	電話	1,049件	対象者	高齢者	132人
	訪問	279件		障害者	767人
	来所	103件		児童	77人
	関係者会議	19件		その他	474人

令和5年度(4月～9月)

延相談件数 1,741件

編集後記



今年4年ぶりに上総いちほら国府まつりが開催されました。山車の巡行、ステージでのパフォーマンス、屋台、最終日は花火で、来場者の笑顔と活気のある雰囲気が印象に残りました。

(スタッフ一同)